

公取協にゆうす

FAIR TRADE COUNCIL

No. 78

- 令和2年度第4回理事会〔予算理事会〕
- 令和3年度事業計画書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）
- 新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言の適用に伴う対応
- 新型コロナワクチン詐欺等の便乗詐欺商法に注意！
〔消費者庁ホームページより一部引用〕
- 令和3年度定時社員総会の開催
- 令和3年度定時社員総会後に開催する「懇親会」を中止します。
- 主な会議日程【令和3年4月～6月】

公益社団法人 近畿地区不動産公正取引協議会
大阪市中央区谷町2-2-20 大手前類第一ビル9階

TEL: 06 (6941) 9561
FAX: 06 (6941) 9350
<http://www.koutori.or.jp>

〔文中、全て順不同・敬称略〕

令和2年度第4回理事会〔予算理事会〕

開催日	令和3年3月26日(金) 午後2時半～3時35分	
場所	OMM 203・204号室	
出席理事数	18名(理事定数24名)	
議事録署名委員	柴田会長・築山監事・八木監事・西尾監事	順不同・敬称略
報告事項	第1号	不動産公正取引協議会連合会第18回通常総会
	第2号	内閣府公益認定等委員会の立入検査
	第3号	事務局の人事異動
	第4号	クールビズの実施
	第5号	規約研修会への講師派遣及び不動産広告問題研究会の開催
	第6号	各種実態調査の実施
	第7号	事情聴取会の開催
	第8号	規約違反に対する違約金課徴
	第9号	ホームページの更新及び広報の発行
	第10号	財政検印状況など
決議事項	第1号	令和3年度事業計画書(案)
	第2号	令和3年度収支予算書(正味財産増減予算書)(案)
	第3号	委員・調査員選任基準の変更
	第4号	正会員年会費規程の変更



柴田会長



令和2年度第4回理事会

報告事項第3号 事務局の人事異動

順不同・敬称略

氏名	新役職名	前役職名	異動期日
浦本佳代子	事務局次長	事務局課長	令和3年4月1日より
鎌田 孝	事務局次長	事務局課長	令和3年4月1日より

決議事項第3号 委員・調査員選任基準の変更

新 委員・調査員選任基準	旧 委員・調査員選任基準
<p>委員選出規程第5条及び調査員選出規程第5条に基づき、委員・調査員選任基準を次の通り定める。</p> <p>① 宅地建物取引業法第3条に定める免許を受けた宅建業者で、5年以上の業務経歴を有するものであって、みずから宅地建物取引士の資格を有し、宅地建物取引業法第18条の規定により登録したもの。</p> <p>② 宅地建物取引業法第65条に定める行政処分を受けた事実のないもの。</p> <p>③ その他宅地建物取引業法に違反した事実のないもの。</p> <p>④ 不当景品類及び不当表示防止法に違反した事実のないもの。</p> <p>⑤ 本協議会より注意の措置を受けて3年以上経過するもの。</p> <p>⑥ 本協議会より警告の措置を受けて5年以上経過するもの。</p> <p>⑦ 本協議会より嚴重警告又は違約金課徴の措置を受けた事実のないもの。</p>	<p>委員選出規程第5条及び調査員選出規程第5条に基づき、委員・調査員選任基準を次の通り定める。</p> <p>① 宅地建物取引業法第3条に定める免許を受けて5年以上の業務経歴を有するものであって、みずから宅地建物取引士の資格を有し、宅地建物取引業法第18条の規定により登録したもの。</p> <p>② 同左</p> <p>③ 同左</p> <p>④ 同左</p> <p>⑤ 同左</p> <p>⑥ 同左</p> <p>⑦ 同左</p>
<p>附 則</p> <p>この基準は、平成29年5月24日から改正施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この基準は、令和3年3月26日から改正施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>同左</p>

決議事項第4号 正会員年会費規程の変更

新 正会員年会費規程 変更案	旧 正会員年会費規程
<p>(目的) 第1条 この規程は、定款第7条第1項の規定に基づき、正会員の年会費について定める。</p> <p>(正会員の範囲と義務) 第2条 正会員は、定款第5条に定める種別のとおりとし、定款第7条第1項の規定に基づき、本規程第3条に定める年会費を納入しなければならない。</p> <p>2 正会員は、本規程第3条第2項に基づき真正の会員数を報告するものとする。</p> <p>(年会費の算定) 第3条 定款第7条第1項の規定による年会費は次の年会費算定式により算定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">基礎分担金550,000円+1,500円×会員数</div> <p>2 会員数の算定は、当該年度の前年度の<u>11月末日</u>現在とする。</p> <p>3 正会員の従たる事務所については、年会費算定式中の「1,500円」を「750円」と読み替えるものとする。</p> <p>(年会費の納入) 第4条 正会員は毎年当該年度の年会費を年度当初の当協議会の総会開催日までに全額を納入するものとする。 ただし、年度の中途に入会した正会員は、入会が認められた日から30日以内に納入するものとする。</p> <p>(期中入会の年会費) 第5条 年度期中に入会した正会員の年会費は、当該期日を斟酌し、理事会において決定することとする。</p> <p>(規程の改正) 第6条 この規程の改正は、理事会の議決によるものとする。</p>	<p>(目的) 第1条 同左</p> <p>(正会員の範囲と義務) 第2条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>(年会費の算定) 第3条 同左</p> <p>2 会員数の算定は、当該年度の前年度の<u>12月末日</u>現在とする。</p> <p>3 同左</p> <p>(年会費の納入) 第4条 同左</p> <p>(期中入会の年会費) 第5条 同左</p> <p>(規程の改正) 第6条 同左</p>
<p>附 則 この規程は、平成14年12月3日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の一部改正は、理事会の議決のあった日（平成15年12月8日）から施行する。</p> <p>附 則 この規程の一部改正は、理事会の議決のあった日（平成21年10月5日）から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会の設立の登記の日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の一部改正は、理事会の議決のあった日（令和3年3月26日）から改正施行する。</p>	<p>附 則 同左</p> <p>附 則 同左</p> <p>附 則 同左</p> <p>附 則 同左</p>

令和3年度事業計画書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

令和3年度においても、新型コロナウイルスの蔓延・感染拡大の不安要素は拭い切れず、不動産業はもとより国内外の経済活動の停滞も懸念され、予断を許さない厳しい状況が続くものと予測される。

翻り、今まで以上のオンライン化が求められる社会生活の変化の中で、インターネット広告は不動産取引を始めるための重要な端緒であり、引き続き、その適正化を図ることが当協議会の責務であることに変わりはない。

このため、当協議会は消費者庁・公正取引委員会の指導を仰ぎ、「不当景品類及び不当表示防止法」の規定に基づく「不動産の表示に関する公正競争規約」（以下「表示規約」という。）及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（以下「景品規約」という。）を運用し、構成団体をはじめ関係官公庁、関係団体、首都圏ポータルサイト広告適正化部会（以下「ポータル部会」という。）、消費者モニター等に支援と協力を求め、インターネットの「おとり広告」の撲滅に取り組む。他方、架空の建築確認番号をインターネット広告に記載している新築住宅についても監視の強化に努めることとする。

以下、令和3年度の事業計画を次のとおり定める。

1 事業活動の広報及び規約等の普及啓発に関する事業について

（定款第4条第1号、第5号関係 担当：広報・総務委員会）

（1）ホームページによる情報提供の推進

当協議会の事業活動のPRや規約等の普及啓発に資するため、行政からの周知依頼、広報誌、嚴重警告・違約金課徴事例、規約研修用のDVD（動画）などをホームページに掲載するとともに、緊急かつ重要な事項については、一般報道機関向けにプレスリリースを情報発信するほか、所定の業務・財務関係等の資料についても情報を公開する。

（2）広報誌の発行

関係官公庁、消費者団体、広告媒体社及び構成団体等に対し、当協議会の事業活動について理解を求めため、広報誌を年2回程度作成・配布すると同時に、ホームページにも広報誌を掲載することによりその効果を一層高める。

（3）規約集・不動産広告ハンドブック・公正表示ステッカーの頒布

表示規約及び景品規約等の条文を取りまとめた規約集「不動産の公正競争規約」と実務者向けに規約解説や広告表示例等を取りまとめた「不動産広告ハンドブック」を頒布するほか、規約に対する遵守意識を啓発するため、会員事業者の店頭掲示用の「公正表示ステッカー」を頒布する。

2 規約の相談業務及び指導業務の推進に関する事業について

（定款第4条第2号、第5号、第7号関係 担当：指導委員会）

（1）表示規約及び景品規約に関する相談業務

常時、会員事業者、賛助会員、維持会員、広告会社、広告媒体社及びポータルサイト運営会社等からの表示規約や景品規約等に関する相談を受け付け、相談者からの疑問・照会に的確かつ丁寧に対応することにより、規約の周知徹底とその定着に努める。

さらに、引き続き、規約違反の未然防止体制を拡充強化するため、構成団体の役職員にも相談業務について協力を求める。

（2）自主研修会及び義務講習会の開催

消費者庁をはじめ滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県の後援のもと、

規約の普及啓発・周知徹底を図るため、会員事業者のみならず、誰もが自主的に参加することができる「自主研修会」(規約研修会)を開催する。

また、規約違反の再発防止を図るため、違約金課徴、嚴重警告及び警告の措置を講じた会員事業者を対象に「義務講習会」(規約研修会)を開催する。

(3) 構成団体等における規約研修会への協力

構成団体や関係団体等が主催する規約研修会については、それぞれの要請に応じて、講師の派遣を行うとともに規約研修会のレジュメや資料なども提供する。

(4) 不動産広告問題研究会の開催

規約の解釈運用に対する意見交換・情報交換を図るとともに、不動産広告の作成に関連する法律や知識などを習得するため、賛助会員・維持会員の実務担当者と「不動産広告問題研究会」を年3回程度開催する。

(5) 規約研修用のDVD(動画)の作成

表示規約及び同施行規則の改正に伴い、新規入会者向けの規約研修用のDVD(動画)を作成する。

3 規約違反に対する審査・調査及びその是正措置等に関する事業について

(定款第4条第3号、第4号、第8号関係 担当：表示審査・調査・措置委員会)

(1) 広告審査及び広告調査の実施

広告審査及び広告調査については、引き続き、構成団体をはじめ関係官公庁、関係団体、ポータル部会、消費者モニター等に支援と協力を求めながら経常的な調査を実施するとともに、必要に応じて、規約違反の被疑情報についても臨時の委託調査を行う。

このうち、経常的な調査である「官民合同不動産広告実態調査」については構成団体との緊密な連携のもと、原則、府県単位で年1回の開催とし、その実施時期や調査対象物件等は地域の実情に即して柔軟に対処する。

(2) 事情聴取会の開催

表示規約、違反調査等事務処理規程等に基づき、著しく悪質な「おとり広告」や重大な不当表示などを行った会員事業者に対して、当該事案に対する意見や証拠等を提出する機会等を与えるため、所要の事情聴取会を開催する。

加えて、国土交通省、近畿二府四県の景品表示法・宅建業法担当課、ポータルサイト運営会社等の担当者にも同席を求める。

(3) 規約違反に対する是正・措置及びポータルサイト掲載停止施策の実施

広告審査・広告調査等の結果、規約違反が認められたものについては違反調査等事務処理規程等に基づき、規約違反の内容・程度に応じて是正・措置を講じる。

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言の適用に伴い、4月26日(月)より、職員等の感染予防・感染拡大防止のため、事務局のシフト制・時間短縮を採用しています。また、役員・構成団体職員・郵便及び配達関係以外の方のご来訪(広告相談を含む)をお断りします。

広告相談(電話・FAX) 10時~12時/13時~17時

措置の区分に関しては、比較的軽微な規約違反の場合は注意・警告等の措置を講じる一方で、著しく悪質な「おとり広告」や重大な不当表示を行った場合は、違反行為の内容、程度、影響、違反期間の長短、広告表示の改善の見込みその他の事情を勘案して、嚴重警告及び違約金課徴等の措置を講じることとする。

また、嚴重警告及び違約金課徴の措置を講じた会員事業者については、引き続き、不動産情報サイトの運営会社・団体と連携して、各サイトへの広告掲載を少なくとも1か月以上停止する施策を実施するほか、原則、嚴重警告に従わずに再度、違約金課徴の措置を受けた会員事業者については、規約違反の概要及び会員事業者名等をホームページや広報等を通じて公表する。

(4) ポータル部会との連携

ポータル部会との連携については、引き続き、広告掲載停止の施策を継続するとともに、ポータル部会の審査等の担当者と「意見交換会」を開催する。

さらに、調査業務に関する協力を求めるとともに、規約違反物件や規約違反事業者名等についても情報を共有するほか、会員事業者の規約遵守に係る啓発事業等についても連携を模索する。

(5) 非会員事業者の誇大広告等の取り扱い

非会員事業者の不当表示や過大景品の取り扱いについては、消費者庁をはじめ国土交通省、近畿二府四県の宅建業法担当課等に被疑事案を申告することにより改善を求める。

4 渉外及び運営等に関する事業について

(定款第4条第6号、第7号、第9号関係 担当：総務委員会)

(1) 関係官公庁及び関係団体との連携

表示規約及び景品規約の普及啓発・周知徹底を図るため、引き続き、構成団体はもとより消費者庁、公正取引委員会、国土交通省、近畿二府四県の景品表示法・宅建業法担当課、関西広告審査協会、消費者団体、全国宅地建物取引業協会連合会、全日本不動産協会及び不動産公正取引協議会連合会(以下「連合会」という。)等と相互に連携し、事業計画に則り事業活動の推進に取り組む。

(2) 賛助会員等の入会促進

規約の適正かつ円滑な運用の観点から、引き続き、広告会社、広告媒体社、ポータルサイト運営会社等に、相談業務や入会案内の機会を通じて、賛助会員等の加入を働きかける。併せて、主なポータルサイト運営会社に対しては、必要に応じて、嚴重警告・違約金課徴の対象事業者の広告掲載停止に関する施策への参画を求める。

(3) 不動産広告に関する消費者講座の開催及び消費者向けの規約研修会への講師派遣

消費者に対する規約の普及啓発に資するため、「不動産広告に関する消費者講座」を開催し、インターネットをはじめ不動産広告の見方・読み方などの具体的な留意点を説明する。

他方、消費者団体や構成団体等が主催する消費者向けの規約研修会への講師の派遣を行うほか、資料の作成などについても協力する。

(4) 消費者モニター制度の運営

消費者モニター制度を通じて、引き続き、インターネットや新聞折込チラシ等の広告収集及び当協議会の事業活動や規約の解釈運用に対する意見等を把握するため、「消費者モニター説明会」を年4回程度、「消費者モニター懇談会」を年2回開催する。

5 表示規約及び同施行規則の改正について

連合会事業の中、表示規約及び同施行規則の改正に向けて、消費者庁及び公正取引委員会

の指導を仰ぎながら、速やかにその申請、施行が行えるよう協力する。

また、表示規約及び同施行規則の改正後、ホームページからの動画配信、広報誌、規約研修会などの機会を通じて、新しい不動産広告ルールの普及啓発・周知徹底に取り組む。



自主研修会

報告事項第5号 自主研修会の開催とテレワークルーム等の記載に係る注意喚起

● 自主研修会(規約研修会)の開催

日 時	令和3年3月15日 午後2時～	
場 所	OMM 204・205号室	
主 催	当協議会	
対 象	注意処分の規約違反事業者	
出席者数	11名	
講 師	田中規約推進特別講師	
出席役員	松本専務理事・屋指導副委員長	
出席官庁	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 京都府府民環境部消費生活安全センター 和歌山県環境生活部県民局県民生活課	吉岡 取引第一係長 濱田 専門幹 北野 主査

順不同・敬称略

令和3年4月26日

賛助会員・維持会員 各位

公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会
指導委員長 大村 裕史

「テレワークルーム(納戸)」等の表現に係る不動産広告Q&A

平素は、当協議会業務に特段のご高配を賜り誠に厚くお礼申し上げます。

現在、賛助会員から標記に関する広告相談が急増しており、不動産広告ルールの適正な運用を確保するため、不動産広告Q&Aを作成しました。

つきましては、何卒ご留意くださいますようお願い申し上げます。

Q. コロナウィルスによる感染症の影響で在宅勤務で利用するスペースの需要が増えていることから、納戸を「テレワークルーム(納戸)」と表示したいのですが、問題はないでしょうか？

A. 建築基準法では、居室と認められていない納戸等の非居室において、居室でなければ認められない用途で利用することを禁止していることから、「テレワークルーム(納戸)」と表示した場合には、建築基準法上、テレワークルームとして合法的に利用できないにもかかわらず、テレワークルームとして利用できると誤認されるおそれのある不当表示となり、表示規約に違反することとなります。また、ご質問の「テレワークルーム」以外にも表示規約違反となる例として次のものがあります。

〈 例 示 〉

- 「フリールーム(納戸)」
- 「書斎(納戸)」
- 「ファミリールーム(納戸)」
- 「ホビールーム(納戸)」等

なお、従来からの「サービスルーム(納戸)」等と表示しつつ、「テレワークルームとして使えます」等と表示した場合も同様の不当表示になります。

首都圏不動産公正取引協議会発行【公取協通信第315号】より引用
※ 近畿地区不動産公正取引協議会 例示の一部だけ加筆

新型コロナワクチン詐欺等の便乗詐欺商法に注意！ 〔消費者庁ホームページより一部引用〕

【新型コロナワクチンに便乗した詐欺に御注意ください!】

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要としたり、金銭や個人情報をだましとろうとする電話に関する相談が消費生活センターへ寄せられています。

市区町村等が、ワクチン接種のために**金銭や個人情報を電話・メールで求めることはありません。**

各自治体でワクチン接種の予約が開始されていますが、以下のようなワクチン接種の予約代行に関する相談事例が見られます。「**金銭の支払**」や「**個人情報の提供**」を行う際には、**十分御注意ください。**

【予約代行に関する相談事例】

- ・「予約代行する」と市役所職員を名乗った人が自宅に訪ねてきた
- ・「金銭を払えば予約代行する」という怪しい電話があった

困ったときは一人で悩まず、消費者ホットライン188に御相談ください。

また、新型コロナワクチンに関する情報は、[首相官邸ウェブサイト](#)、[厚生労働省ウェブサイト](#)や[国民生活センター](#)（ワクチン接種を口実にした消費者トラブル事例等）にて掲載されています。併せて御確認ください。

表面

新型コロナワクチン詐欺に関する注意喚起

**行政機関等をかたった
“なりすまし”にご注意**

ワクチン接種は無料です!
接種を受ける際の費用は全額公費です

＜消費生活センターへ寄せられた事例＞
▶ 金銭を支払えば、優先的にワクチンが受けられると電話があった。お金は後で戻ってくるというが、不審。

**電話・メールで個人情報を
求めることはありません!**
市区町村から「接種券」「接種のお知らせ」が届きます

＜消費生活センターへ寄せられた事例＞
▶ 市役所を名乗り、「新型コロナワクチン接種券を送るので家族の人数を教えてください」という電話があった。

新型コロナワクチン接種に関する情報は、[首相官邸](#) [厚生労働省](#)
[首相官邸及び厚生労働省ウェブページ](#)をご覧ください

国民生活センター
新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン
0120-797-188

消費者ホットライン (内線なし)
188 24時間受付

厚生労働省
新型コロナワクチン接種コールセンター
0120-761770

消費生活センター 厚生労働省 警察庁 国民生活センター

裏面

**金銭・個人情報をだまし取る電話・メール等は、
このようなセリフで近付いてきます。**
他にも様々なケースが想定されますので、ご注意ください。

●●になりすまして だます!

- 市役所です ●●省の者です
- 市役所の委託を受けまして
- テレビ局のアンケートです
- NGO団体の者ですが

もっともらしい理由をつけて だます!

- 万円払えば優先的に接種でき、お金は後で返金されます
- ワクチン接種に必要なので、口座情報を教えてください
- 医療従事者向けのワクチンが余ったので、●万円払えば接種できます
- 中国製のワクチンがあります

国民生活センター「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」(0120-797-188)又は消費者ホットライン(188)に寄せられた相談から作成。

令和3年度定時社員総会の開催

新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、令和3年度定時社員総会後に開催する「懇親会」を令和2年度に続き中止します。

なお、定時社員総会は、マスク着用、消毒をお願いしまして、予定通り開催いたします。

- 1 社員総会の日時及び場所 令和3年 6月22日(火) 午後2時30分～
ホテルグランヴィア大阪（大阪市中心区）
- 2 社員総会の目的である事項（予定）
 - (1) 報告事項 第1号 令和2年度事業報告に関する件
 - (2) 審議事項 第1号 定款の変更に関する件
第2号 令和2年度決算案に関する件

主な会議日程【令和3年4月～6月】

開催日		行事名	会場（予定を含む）
4月	8日(木)	令和3年度第1回事情聴取会／第1回措置委員会	OMM
	14日(水)	消費者モニター説明会 ①	OMM
	16日(金)	伝票印押し	事務所
	22日(木)	消費者モニター説明会 ②③	OMM
クールビズの実施〔5月6日～10月29日〕			
5月	13日(木)	令和3年度第1回総務委員会	OMM
	14日(金)	専務理事・調査委員長・表示審査委員長打合せ	OMM
	19日(水)	伝票印押し／令和3年度第1回財政委員会（決算）	大手前類第一ビル
	26日(水)	令和2年度決算監査会	全日大阪会館
6月	1日(火)	ポータルサイト部会との事務取扱いに係る打合せ	WEB
		令和3年度定時総会 【(一社)全国公取協連合会】	書面決議
	3日(木)	令和3年度第1回理事会	OMM
	18日(金)	伝票印押し	事務所
	22日(火)	令和3年度定時社員総会	ホテルグランヴィア大阪
	24日(木)	新規開業者研修会 【滋賀宅建】	逢坂ビル
28日(月)	景品表示法適正化功績者表彰 【内閣府】	内閣府特命担当大臣室	

令和3年5月20日現在

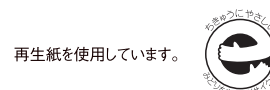
維持会員【順不同】

会員名	所在地
(株)長谷工アーベスト ミサワホーム近畿(株)	大阪市中央区淡路町1-7-3 日土地塚筋ビル6階 大阪市北区堂島2-2-2 近鉄堂島ビル13階

賛助会員【順不同】

会員名	所在地
(株)DGコミュニケーションズ	大阪市中央区伏見町4-4-9 オーエックス淀屋橋ビル
(株)読売連合広告社	大阪市北区野崎町5-9 読売大阪ビル
(株)商報	大阪市西区北堀江1-5-2 四ツ橋新興産ビル12階
(株)朝日広告社関西支社	大阪市西区鞠本町1-11-7 信濃橋三井ビルディング2階
(株)リクルート	東京都港区芝浦3-12-7 住友不動産田町ビル
(株)ジェイ・アンド・エフ	大阪市西区立売堀1-2-12 本町平成ビル10階
日本アート印刷(株)大阪支店	大阪市西区土佐堀1-5-11 KDX土佐堀ビル6階
アットホーム(株)	大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル6階
(株)CHINTAI	東京都港区元赤坂1-2-7 AKASAKA K-TOWER 10階
(株)住宅新報大阪支社	大阪市中央区難波4-1-15 近鉄難波ビル
関西不動産情報センター	大阪市北区芝田2-1-18 西阪急ビル7階
(株)AYUMU	大阪市北区天神橋2丁目北1-7-301
一般財団法人大阪府宅地建物取引士センター	大阪市中央区船越町2-2-1 大阪府宅建会館3階
関電サービス(株)	大阪市北区西天満5-14-10 梅田UNビル11階
メディアエムジー(株)	大阪市北区堂島2-2-2 近鉄堂島ビル13階
マルエトワ(株)	大阪市中央区南船場4-2-4 日本生命御堂筋ビル5階
(株)サウンドコンシダレーション	大阪市中央区平野町1-8-13 平野町八千代ビル6階
(株)伸和エージェンシー	大阪市西区阿波座1-5-16 大和ビル7階
(株)ラ・プラス	大阪市福島区海老江7-2-43 あさひビル6階
(株)日本経済広告社 関西支社	大阪市北区堂島浜1-4-16 アクア堂島西館12階
(株)LIFULL	東京都千代田区麹町1-4-4
(株)東急エージェンシー関西支社	大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル11階
(株)アドマックス	大阪市中央区道修町2-5-9 イトヨシビル2階
(株)神戸新聞事業社	神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸情報文化ビル8階
(株)JR西日本コミュニケーションズ	大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ8階
(株)アイアンドエフ	岡山市北区中山下1-2-3 太陽生命岡山ビル6階
(株)未来絵	西宮市笠屋町10-27
(株)いえらぶGROUP	大阪市北区梅田3-3-45 マルイト西梅田ビル3階
(株)アバンワークス	大阪市中央区久太郎町2-5-28
(株)読売広告社関西支社	大阪市中央区備後町4-1-3 御堂筋三井ビル8階
(株)フューチャースケッチ	大阪市西区江戸堀1-6-10 肥後橋渡辺ビル4階
(株)共栄企画	大阪市西区阿波座1-9-9 阿波座パークビル2階
(株)インターフィールド	大阪市西区立売堀1-4-10 四ツ橋パークビル6階
(株)丸善	橿原市高殿町584-3
(株)グラート	大阪市淀川区東三国2-37-3
ヤフー(株)	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
(株)アド・コミュニケーションズ	大阪市中央区今橋2-4-10 EDGE淀屋橋6階
(株)TUG	大阪市中央区北久宝寺町1-9-6 ネオフィス塚筋本町ビル
(株)サクシード	大阪市中央区今橋4-3-6 淀屋橋NAOビル1階

令和3年5月20日現在



印刷所 株式会社商報